令和５年２月１６日

令和５年第１回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件　　名	頁
議案第１号	宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例について	1
議案第２号	宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	7
議案第３号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第４号	宮代町課設置条例の一部を改正する条例について	１１
議案第５号	宮代町児童福祉審議会条例の一部を改正する条例について	１３
議案第６号	宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	１５
議案第７号	宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	１８
議案第８号	宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	２０
議案第９号	令和４年度宮代町一般会計補正予算（第８号）について	２３
議案第１０号	令和４年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について	２４
議案第１１号	令和４年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第４号）について	２５
議案第１２号	令和４年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について	２６
議案第１３号	令和５年度宮代町一般会計予算について	２７
議案第１４号	令和５年度宮代町国民健康保険特別会計予算について	２８
議案第１５号	令和５年度宮代町介護保険特別会計予算について	２９
議案第１６号	令和５年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について	３０
議案第１７号	令和５年度宮代町水道事業会計予算について	３１

議案番号	件　　名	頁
議案第１８号	令和５年度宮代町下水道事業会計予算について	３２

議案第１号

宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例について

宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年２月１６日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

いじめ問題に関する取組の一層の充実を図るため、宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例を制定したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　宮代町いじめ不登校対策連絡会議（第２条―第１０条）
第３章　宮代町いじめ問題調査委員会（第１１条―第２０条）
第４章　宮代町いじめ問題再調査委員会（第２１条―第２８条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、宮代町立小・中学校（以下「学校」という。）におけるいじめ防止等のための取組の一層の充実を図るため、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）の規定に基づき宮代町が設置する宮代町いじめ不登校対策連絡会議、宮代町いじめ問題調査委員会及び宮代町いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　宮代町いじめ不登校対策連絡会議

（設置）

第２条　法第１４条第１項の規定に基づき、宮代町いじめ不登校対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第３条　連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること。

（２）町内におけるいじめ問題・不登校の現状把握、分析等に関すること。

（３）その他いじめ問題・不登校の解決に必要な事項に関すること。

（組織）

第４条　連絡会議は、委員２５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

（１）学校管理職

（２）学校職員

（３）学校配置相談員

（４）宮代町教育支援センター職員

（５）警察関係者

（６）児童福祉関係者

（７）人権擁護委員

（８）宮代町ＰＴＡ連絡協議会を代表する者

（９）宮代町職員

（１０）前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第５条　委員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。
２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第６条　連絡会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第７条　連絡会議の会議は、会長が招集する。
２　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
３　連絡会議の会議は、第４条第２項第１号から第１０号までの委員で構成する全体会議及び同項第１号から第４号までの委員で構成する事務部門会議とする。
４　連絡会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
５　連絡会議は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。
（守秘義務）
第８条　委員は､職務上知り得た秘密を漏らしてはならない｡その職を退いた後も、また、同様とする。
（庶務）
第９条　連絡会議の庶務は、教育推進課において処理する。
（委任）
第１０条　この章に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第３章　宮代町いじめ問題調査委員会

（設置）
第１１条　法第１４条第３項及び法第２８条第１項の規定に基づき、宮代町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。
（所掌事務）
第１２条　調査委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。
（１）法第１４条第３項に規定するいじめ防止等のための対策に関すること。
（２）法第２８条第１項各号に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に関すること。
（組織）
第１３条　調査委員会は、委員５人以内で組織する。
２　委員は、法律、心理、教育等の専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。
（委員長及び副委員長）

第１４条　調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第１５条　調査委員会の会議は、委員長が招集する。
２　委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
３　調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
４　調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
５　調査委員会における調査の内容、方法等は、会議において定める。
６　調査委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。
（会議等の非公開）
第１６条　会議及び調査の手続は、原則公開しない。
（任期）
第１７条　委員の任期は、任命した日から第１２条に規定する諮問事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。
２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委任）
第１８条　この章に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。
（準用）
第１９条　第８条及び第９条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第９条中「連絡会議」とあるものは「調査委員会」と読み替えるものとする。
（学校における調査）
第２０条　教育委員会は、重大事態等が発生した場合で、法第２２条に基づく組織による調査が一定程度進んでいると認められるときは、学校を主体とする組織において調査させることができる。
２　教育委員会は、前項により学校を主体とする組織において調査を実施させる場合は、当該組織の中にいじめ問題調査専門委員（以下「専門委員」という。）を配置することができる。
３　専門委員は、法律、心理、教育等の専門的知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

第４章　宮代町いじめ問題再調査委員会

（設置）
第２１条　法第３０条第２項の規定に基づき、宮代町いじめ問題再調査委員会（以

下「再調査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２２条　再調査委員会は、町長の諮問に応じて、重大事態に係る調査の結果等について必要な調査審議を行う。

（組織）

第２３条　再調査委員会は、委員５人以内で組織する。

２　委員は、法律、心理、教育等の専門的な知識及び経験を有する者のうちから町長が任命する。

３　調査委員会の委員であった者は、同一事案において再調査委員会の委員となることはできない。

（任期）

第２４条　委員の任期は、任命の日から第２２条に規定する諮問事項に係る調査審議が終了するまでの間とする。

（庶務）

第２５条　再調査委員会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第２６条　この章に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（準用）

第２７条　第８条及び第１４条から第１６条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第１４条及び第１５条の規定中「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第２条　特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成１８年宮代町条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表　２附属機関の委員中

「

介護給付費等の支給に関する審査会の委員	日額　１５，０００円	日額　３００円

」を

「

介護給付費等の支給に関する審査会の委員		日額　１５，０００円	日額　３００円
いじめ問題調査委員会の委員	委員長	日額　２２，０００円	日額　３００円
	委員	日額　２０，０００円	日額　３００円
いじめ問題再調査	委員長	日額　２２，０００円	日額　３００円

委員会の委員	委員	日額　２０，０００円	日額　３００円

」に改める。

別表　３その他の特別職に次のように加える。

いじめ問題調査専門委員	日額　２０，０００円	日額　３００円

議案第２号

宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年２月１６日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、宮代町国民健康保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険条例（昭和３４年宮代町条例第３号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「４２万円」を「５０万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の宮代町国民健康保険条例第６条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、この条例の施行の日の前までの出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第３号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年２月１６日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

人事院規則の一部改正等に準じて、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第１条　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成７年宮代町条例第６号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「試験研究に関する業務に従事する職員で町規則で定めるもの」を「職員（町規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）」に、「公務の能率の向上に資すると認める場合」を「公務の運営に支障がないと認める場合」に改める。

第５条中「割振り」を「割り振り」に改める。

第６条第２項を次のように改める。

２　任命権者は、次に掲げる場合には、町規則で定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

（１）職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。

（２）職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。

（３）職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

第１４条第２項第１６号及び第１７号中「町」を「任命権者」に改める。

第１５条第２項中「認める期間」を「認められる期間」に改め、同条第３項中「勤務時間１時間当たりの給与額」を「勤務１時間当たりの給与額」に改める。

第１５条の２第３項中「勤務時間１時間当たりの給与額」を「勤務１時間当たりの給与額」に改める。

第１８条中「手続き」を「手続」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条　職員の育児休業等に関する条例（平成４年宮代町条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１号中「１日につき午前７時から」を「週休日以外の日において１日につき午前５時から」に改める。

第１６条（見出しを含む。）及び第１９条（見出しを含む。）中「給与条例」を「職員の給与条例」に改める。

第２２条第２項中「育児時間」を「特別休暇」に改め、同条第３項中「育児時間」を「労働基準法第６７条第１項に規定する育児時間」に改める。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議案第４号

宮代町課設置条例の一部を改正する条例について

宮代町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年２月１６日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

所掌事務の見直しに伴い、宮代町課設置条例の一部を改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町課設置条例の一部を改正する条例

宮代町課設置条例（平成６年宮代町条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条の表企画財政課の項中第４項を削り、第５項を第４項とし、第６項から第９項までを１項ずつ繰り上げ、同表町民生活課の項中第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　市民参加に関する事項

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議案第５号

宮代町児童福祉審議会条例の一部を改正する条例について

宮代町児童福祉審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年２月１６日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、宮代町児童福祉審議会条例の一部を改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

宮代町児童福祉審議会条例（平成１３年宮代町条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第７７条」を「第７２条」に改める。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議案第６号

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年２月１６日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴い、宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年宮代町条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「次条第１項」の次に「、第７条の３第２項」を加え、「附則第３項」を「附則第４項」に改める。

第７条の次に次の２条を加える。

（安全計画の策定等）

第７条の２　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第７条の３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転席及びこれと並列の座席並びにこれらにより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としの恐れが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第１０条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削る。

第１３条を次のように改める。

第１３条　削除

第１４条第２項中「必要な措置を講じる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の

予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第１３条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第７条の３第２項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和６年３月３１日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第７号

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年２月１６日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴い、宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成２６年宮代町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

本則中「法第１９条第１項」を「法第１９条」に改める。

第４条第２項第３号及び第６条第３項中「同項」を「同条」に改める。

第２６条を次のように改める。

第２６条　削除

第３５条第２項、第３６条第２項、第５１条第３項及び第５２条第２項中「同項」を「同条」に改める。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第２６条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第８号

宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年２月１６日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年宮代町条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第５条の次に次の２条を加える。

（安全計画の策定等）

第５条の２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第５条の３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第１１条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第１１条の２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第１２条第２項中「必要な措置を講じる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための

訓練を定期的に実施する」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、この条例による改正後の宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第５条の２の規定の適用については、同条第１項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第９号

令和４年度宮代町一般会計補正予算（第８号）について

令和４年度宮代町一般会計補正予算（第８号）を別冊のとおり提出する。

令和５年２月１６日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

各種事業実績の確定、保育所等物価高騰対策給付金の交付、公共施設の光熱費高騰に伴う指定管理料の増額等に伴い、令和４年度宮代町一般会計予算から１億３，４４８万８，０００円を減額し、総額を１３０億４，３５８万９，０００円とすることについて、地方自治法第２１８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１０号

令和４年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

令和４年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を別冊のとおり提出する。

令和５年２月１６日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

特定健康診査等の事業費の確定に伴い、令和４年度宮代町国民健康保険特別会計予算から１，５４３万９，０００円を減額し、総額を３８億６，２７４万６，０００円とすることについて、地方自治法第２１８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１１号

令和４年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第４号）について

令和４年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第４号)を別冊のとおり提出する。

令和５年２月１６日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

各事業実績の確定及び国庫補助金の交付等に伴い、令和４年度宮代町介護保険特別会計予算から２８４万４，０００円を減額し、総額を３３億２，１８０万９，０００円とすることについて、地方自治法第２１８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１２号

令和４年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

令和４年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を別冊のとおり提出する。

令和５年２月１６日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

繰入金及び後期高齢者医療広域連合への納付金の確定に伴い、令和４年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算から４６９万４，０００円を減額し、総額を６億２，３４６万１，０００円とすることについて、地方自治法第２１８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１３号

令和５年度宮代町一般会計予算について

令和５年度宮代町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和５年２月１６日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

令和５年度宮代町一般会計予算の総額を１１５億２，０００万円とすることについて、地方自治法第２１１条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１４号

令和５年度宮代町国民健康保険特別会計予算について

令和５年度宮代町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和５年２月１６日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

令和５年度宮代町国民健康保険特別会計予算の総額を３４億２３２万９，０００円とすることについて、地方自治法第２１１条第１項の規定によりこの案を提出するものである。

議案第１５号

令和５年度宮代町介護保険特別会計予算について

令和５年度宮代町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和５年２月１６日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

令和５年度宮代町介護保険特別会計予算の総額を３２億７，８７４万５，０００円とすることについて、地方自治法第２１１条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１６号

令和５年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について

令和５年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和５年２月１６日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

令和５年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算の総額を６億４，３６８万２，０００円とすることについて、地方自治法第２１１条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１７号

令和５年度宮代町水道事業会計予算について

令和５年度宮代町水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和５年２月１６日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

令和５年度宮代町水道事業会計予算の収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を８億７，６４２万５，０００円とし、収益的支出の予定額を８億１，２３５万４，０００円とすることについて、また、資本的収入及び支出のうち資本的収入の予定額を５億８，０１５万７，０００円とし、資本的支出の予定額を８億７，１３９万２，０００円とすることについて、地方公営企業法第２４条第２項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１８号

令和５年度宮代町下水道事業会計予算について

令和５年度宮代町下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和５年２月１６日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

令和５年度宮代町下水道事業会計予算の収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を１０億９，９５１万７，０００円とし、収益的支出の予定額を１０億８，７５２万５，０００円とすることについて、また、資本的収入及び支出のうち資本的収入の予定額を３億９，９４７万１，０００円とし、資本的支出の予定額を４億９，４７９万８，０００円とすることについて、地方公営企業法第２４条第２項の規定により、この案を提出するものである。